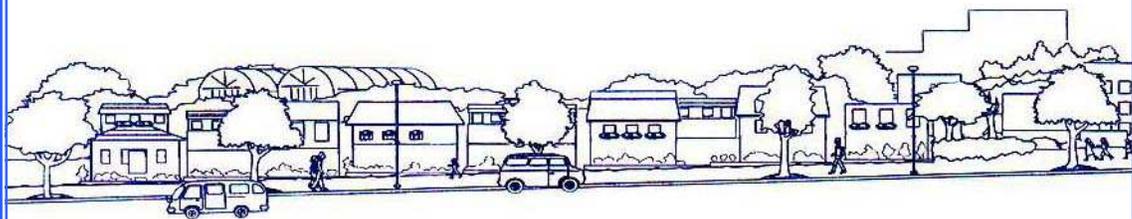


北小岩一丁目東部地区



150



2015/12/25

江戸川区土木部

区画整理課

連絡先：沿川整備係

5243 7160

土留め擁壁について説明を行っています

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

第25回まちづくり懇談会で説明しましたが、各宅地を引き渡すにあたり、段差が生じる部分に江戸川区にて土留め擁壁を築造します。その土留め擁壁について、各宅地の案を作成しましたので、個別に日程を調整し、説明を行っています。ご不明な点がございましたら担当職員にお尋ねください。

また、土留め擁壁の説明後、改めて日程を調整させていただき、お示した土留め擁壁で良いかの確認をさせていただく予定ですので、引き続きご協力お願いいたします。

他地区施工中の擁壁



参考：平井七丁目地区



土地の引き渡し後、土留め擁壁は敷地の高い方の権利者の所有物となります。

懇談会の中でいただいた質問を紹介します

平成27年10月2日(金) 4日(日)に開催した第25回まちづくり懇談会でいただいた主な質問を紹介します。

Q1 電柱の位置の案が出ていましたが、あれは決まりなのでしょうか。

A1 (東京電力)ほぼ決まりと思って計画しています。ただ、建築プラン等もあると思いますので、説明会以降、各お客様に伺って再確認します。

裏面へ続きます。

Q2 (盛土工事の) 1期工事と2期工事のやり方が違うのではないのでしょうか。

A2 (国)高規格堤防盛土の基準に基づき1期施工と同様に行っています。締固めに使用した機械に違いはありますが、両工事とも同じやり方で一層厚約30cmずつ敷均し、締め固めを行っています。

Q3 仮換地指定図が届いていません。届いている人と届いていない人がいるようですが。

A3 (区)仮換地指定図については、登記簿に記載されている土地所有者の方に平成25年に一律で郵送しています。

その後、所有権が変わったりしている場合は、新しい権利者の方に再度お送りしておらず、基本的には前の権利者から引き継ぐような形になっています。

仮換地指定通知書をお渡ししてから時間が経っているので、無くしてしまった場合は仮換地指定証明ということで有償で300円になりますが、篠崎地区まちづくり事務所にお越しいただければ発行できます。もし見当たらなくなってしまった場合はご相談ください。

高規格堤防整備工事について

第21回まちづくり懇談会や現場見学会、第24回まちづくり懇談会で説明していますが、高規格堤防整備工事は3期に分けて工事を行います。現在、2期工事まで完成し、3期工事については10月13日に施工業者と契約を締結しました。3期工事の工事概要は下記のとおりです。

工事名 : H26北小岩一丁目地区堤防整備(その3)工事

受注者 : 共立建設株式会社

工期 : 平成27年10月14日~平成28年3月下旬(予定)

工事内容 : 盛土工、掘削工、コンクリートブロック工、構造物撤去工、仮設工、等

作業時間 : 8:00~18:00(川裏8:30~)

連絡先 : 共立建設株式会社 現場代理人 柴原(しばはら)

TEL 03-6806-9371

発注者 : 江戸川河川事務所 江戸川河口出張所 四條・濱田(しじょう・はまだ)

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびかかり
区画整理課沿川整備係

篠崎地区まちづくり事務所(北小岩一丁目東部地区担当) 5243-7160

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

